# 「あんしん保証カード」サービス会員規約

■この会員規約は、株式会社サンキュー（以下、「当社」という。）が発行する100満ボルトあんしん保証カード（以下、「あんしん保証カード」という。）に関し、その内容と適用条件を定めた「100満ボルトあんしん保証カードサービス会員規約」（以下、「本規約」という。）です。

■当社が発行するカードは、前項のあんしん保証カードの他に以下のカードがあり、それぞれサービス機能および会員規約が異なります。各カードのサービス内容および会員規約については、当社ホームページをご参照ください。

①100満ボルトカード
当社がクレジットカード会社と提携して発行するクレジットカードで長期修理保証およびポイント特典に加えてクレジット機能があります。

②100満ボルトIDカード（以下、「IDカード」という。）
前項に規定する長期修理保証およびポイント特典はありますがクレジット機能はありません。

③キッズVカード
小学生までのお子様限定のカードです。ためたボルト（本カードにおけるポイントを指す。）は当社が指定した景品の交換のみに使用できます。商品のお買上げには使用できません。
当該会員が12歳を迎える年度の３月31日をもって退会となり、それまでに獲得したボルトは退会日付けで失効いたします。

■本規約は、当社が運営する店舗および100満ボルト店舗（以下、店舗の名称にかかわらず「当社販売店」という。）で共通に適用されます。
ただし、一部の店舗および株式会社エディオンが運営する店舗は対象外とし、あんしん保証カードをご利用できません。

第１条　（カードサービス機能）
あんしん保証カードは、当社が発行するカードであり、加えてあんしん保証カードの会員に以下に定めるあんしん修理保証およびポイント特典（以下、併せて「カードサービス」という。）を提供するものです。

第２条　（あんしん保証カード会員）
1　あんしん保証カード会員は、日本に居住する個人を対象とし、本規約を承認して当社に入会申込を行い、当社が入会を認めた方（以下、「会員」という。）といたします。
2　あんしん保証カードの利用は、あんしん保証カードの名義人に限ります。
3　100満ボルトカード会員、IDカード会員、キッズVカード会員があんしん保証カードへ入会される場合は、当社が発行する他のカードから脱会していただく必要があります。
この場合、他のカードに付随するカードサービスは失効することがあります。詳細は入会時に当社販売店にてご確認ください。

第３条　（あんしん修理保証）
1　あんしん修理保証とは、あんしん修理保証の対象商品（以下、「保証対象商品」という。）が故障した場合、本規約に定める保証内容に基づき、会員が当社の費用負担により修理を依頼できるカードサービスです。
2　前項の費用とは修理工賃、修理部品代をいい、必要に応じ出張費を含みます。
なお、配送料、取付工事代金および「特定家庭用機器」または「使用済み小型家電」リサイクル料金（運搬料を含む。）は、これに含まれず、会員の負担となります。
3　保証対象商品の修理は、メーカー、当社または当社が指定する協力業者が行います。
4　あんしん修理保証は、保証対象商品を一般家庭用に使用し、取扱説明書および本体注意ラベルなどの注意書に従った正常な使用をした場合（以下、「正常な使用」という。）に生じた故障が対象となり、次条以降の各条項に規定した内容を満たす必要があります。
5　本条の定めにかかわらず、当社は、修理部品の入手困難、経済的合理性その他の事由により、保証対象商品を修理することが不可能または著しく困難であると判断した場合には、以下のいずれかの方法によることで保証対象商品の修理に代えることができるものとします。
なお、いずれの方法によるかは当社の判断によることとし、各会員は、これに従うものとします。いずれの場合も、保証対象商品および代替商品に対するあんしん修理保証は失効します。
（１）保証対象商品と同等の機能または性能を有する商品（以下、「代替商品」という。）に交換すること。なお、代替商品は、新品の商品とします（ただし、当社により動作確認を行うことがあります）。
（２）保証残額分（当該保証対象商品の購入価格から累積修理費用総額を控除した残額分）をポイントで会員に進呈すること。ただし、第16条に定める「10年間あんしん修理保証商品」の場合は、進呈するポイント額を同条第(2)号に準じて算定するものとします。

第４条　（保証対象商品と保証適用期間）
1　保証対象商品は、あんしん保証カードに入会申込の後、会員資格の有効期間内に当社販売店で購入したメーカー保証が１年以上付き、かつ購入単価が30,000円（税込）以上の当社が指定する家電製品といたします。
ただし、保証対象商品は当社の判断により変更されることがあります。また、購入価格および購入商品により保証適用期間が異なります。保証対象商品および保証適用期間の詳細は当社販売店にてご確認ください。
2　当社は、保証対象商品を購入した会員に対して、購入商品ごとにレシートに表示し当社保証書として提供いたします。この当社保証書に明記された家電製品が保証対象商品となります。
3　あんしん修理保証の適用開始時期は、当社で購入された保証対象商品ごとにメーカー保証の期間を含めて購入日または配送日を起算日とします。
なお、あんしん保証カードへの入会が認められた場合は、あんしん保証カードの入会申込の際に当社で購入した保証対象商品からあんしん修理保証が適用されます。

第５条　（保証対象となる購入方法）
保証対象商品の購入方法（100満ボルトカード、他社クレジットカード、当社が指定する個品割賦、デビットカード、電子マネー、現金およびギフトカードなどの金券など）の如何にかかわらず、あんしん修理保証が適用されます。

第６条　（メーカー保証の優先適用）
保証対象商品の故障時期がメーカー保証期間内の場合は、メーカー保証書に記載されている保証内容に基づきメーカー保証のみが適用されます。
そのため、メーカー保証サービスがあんしん修理保証サービスよりもサービス内容において劣る場合（メーカー保証サービスの場合のみ出張費が有償となる場合など）であっても、あんしん修理保証サービスの内容が適用されることはありません。

第７条　（保証適用限度額）
1　会員が購入したすべての保証対象商品に対するあんしん修理保証の会員ごとの適用限度額は、1年間につき40万円（税別）となります。1年間とは当年4月1日から翌年3月31日までの期間となります。
2　前項の定めに加えて、会員が購入した個々の保証対象商品に対するあんしん修理保証の単品ごとの適用限度額は、当該保証対象商品の購入価格（税別）となります。
3　保証対象商品に対する修理料金が、会員ごとの年間適用限度額を超えた場合および累積修理料金（税別）が単品ごとの適用限度額を超えた場合は、以降の修理料金はすべて会員の負担となります。

第８条　（修理依頼の方法）
1　あんしん修理保証の適用期間内に取扱説明書および本体貼付ラベルなどの注意書に従った正常な使用で保証対象商品が故障した場合、会員は、修理に要する費用を当社の負担とする修理を本規約に基づき依頼することができます。
2　保証対象商品は、メーカーの指定または当社規定により出張修理対象商品と持込修理対象商品に分類され、修理の依頼方法、内容がそれぞれ異なります。なお、持込修理対象商品は、当社販売店にて掲示などにより案内いたします。
3　修理の際に必要となる当社保証書は、すべての当社販売店、当社が別途指定する修理サービス事業所（以下、「サービス部門」という。）で通用いたします。
なお、当社保証書を紛失した場合は、会員からの申出により当社販売店にて当社保証書のかわりに保証対象商品一覧を発行いたします。

第９条　（出張修理対象商品の修理依頼の方法）
1　会員は、次の定めに従い出張修理対象商品の修理を依頼するものとします。
（１）会員は、出張修理対象商品の修理を依頼する場合、当社販売店または当社サービス部門に連絡するものとします。
（２）出張修理対象商品の修理の場合は、会員の住居を訪問して出張修理対象商品の修理を行います。
ただし、修理の必要上、対象商品を持ち帰って修理を行う場合があります。
（３）会員は、当社保証書または前条第3項の保証対象商品一覧を係員に提示するものとします。
（４）当社が出張修理対象商品を持ち帰った場合、修理が完了した出張修理対象商品は当社または指定する業者が配送いたします。
2　離島またはそれに準ずる遠隔地へ出張する場合、出張に要する費用（有料道路、フェリー代、駐車場代など）は会員の負担となります。

第10条　（持込修理対象商品の修理依頼方法）
1　会員は、次の定めに従い持込修理対象商品の修理を依頼するものとします。
（１）持込修理対象商品の修理を依頼する場合、会員は、当社販売店または当社サービス部門に持込修理対象商品を持ち込むものとします。
（２）持込修理対象商品について、会員が出張修理または当社の引き取りによる修理を依頼する場合、出張および引き取りに要する費用は会員の負担となります。
（３）会員は、当社保証書または第8条第3項の保証対象商品一覧を係員に提示するものとします。
（４）会員は、修理が完了した持込修理対象商品を当社が指定する日（以下、「引取日」という。）までに引き取るものとします。
（５）持込修理対象商品を当社販売店または当社サービス部門に発送し修理を依頼する場合、発送に要する費用は会員の負担となります。
ただし、この場合は、次号の定めにかかわらず、修理が完了した持込修理対象商品の返送に要する費用を当社が負担いたします。
（６）修理が完了した持込修理対象商品を会員の要望により配送する場合または引取日までの引取りがない場合に当社が任意に配送する場合、配送、取り付けおよび設置に要する費用は会員の負担となります。
（７）会員が、修理が完了した持込修理対象商品の引き取りを拒絶する場合には、催告後一定期間を経過してもなお引取りがなされない場合、当社は、持込修理対象商品を処分いたします。
また、この場合、会員は、当該持込修理対象商品の所有権を放棄するとともに、当社に対して保管費用、引渡準備に要した費用および処分費用などを支払うものとします。

2　出張および当社の引き取りに要する費用が会員の負担となる持込修理対象商品は別表1に例示しています。
ただし、2015年10月1日現在のものであり、事前の案内なく変更される場合があります。最新のものは当社販売店にて掲示などにより案内いたします。

第11条　（デジタル機器の修理）

1　デジタル機器の修理を依頼する場合、会員は、プログラム、データ、記録媒体、純正でない部品、機構および付加物ならびに改造物を事前に機械から消去または取り外すものとします。
2　前項のいずれかがデジタル機器に記録・付加された状態で当社または当社の指定修理業者に引き渡された場合には、会員は、これらに対する権利を放棄したものとし、当該記録媒体、プログラム、データ、ならびにメモリおよびハードディスクその他の記録媒体などの内容が変更され、消去などされた場合でも、当社は一切の責任を負いません。
3　前項に定める事項について、会員が予め承諾しない場合、当社は、当該デジタル機器についての修理を拒絶することができるものとします。
4　修理のため交換した旧部品・機械は当社の所有物となります。

第12条　（あんしん修理保証の対象外となる事項）

以下に該当する場合は、あんしん修理保証の適用期間内でもあんしん修理保証は適用されません。
（1）修理の依頼の際に当社保証書または第8条第3項の保証対象商品一覧の提示がない場合
（2）当社保証書に保証期間、購入者名、当社販売店名の記載がない場合または字句を書き換えた場合
（3）直接、間接を問わず、次に掲げる事由により保証対象商品に故障または損傷が生じた場合
①保証対象商品の破損、変形、外圧、異物混入、シリコン付着、不良灯油使用、自然消耗、摩擦、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色またはその他類似する事由に因るもの
②ソフト、周辺機器、アクセサリーなど保証対象商品以外の商品の故障またはバッテリー（電池）の交換
③保証対象商品の使用上の誤り、不当な修理や改造に因るもの
④保証対象商品の購入後の移動、輸送、落下に因るもの
⑤火災、地震、水害、落雷、塩害、ガス害、その他の天災、地変、公害、異常電圧またはその他の外部要因によるもの
⑥保証対象商品以外の財物の故障または損傷
⑦戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似する事変暴動（群衆または多数の者の集団の行動により全国または一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）に因るもの
⑧核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同様。）により汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性、その他の有害な特性、これらの特性での事故に因るもの
⑨保証対象商品のメーカーリコールの場合またはメーカーが取り替えを認めた場合
（4）保証対象商品の代替商品に故障または損傷が生じた場合
（5）メーカー保証書、当社保証書または第8条第3項の保証対象商品一覧以外の他の保証書での修理対象となる商品に故障または損傷が生じた場合
（6）一般家庭用以外（例えば、業務用の使用、車輌、船舶への搭載）に使用されたときに、保証対象商品に故障または損傷が生じた場合
（7）会員と生計を一にしない親族または第三者に転売、譲渡、貸与した保証対象商品に故障または損傷が生じた場合
（8）あんしん修理保証の適用期間の終了後に当社販売店もしくは当社サービス部門に対して保証対象商品の故障の報告がなされた場合または修理の依頼がなされた場合

第13条　（あんしん修理保証の対象となる住居）

1　会員が、当社に登録した住居（以下、「登録住居」という。）で保証対象商品を使用した場合に限りあんしん修理保証を適用いたします。登録住居は、住所が同一の一世帯に限定いたします。
2　会員の転居などにより登録住居を変更する場合は、事前に当社販売店へ連絡して登録住居を変更するものとします。この手続きがなされていない場合は、あんしん修理保証の対象外となります。なお、転居の際、旧住所に残された保証対象商品は保証対象外となります。

第14条　（あんしん修理保証の対象外となる損害）

1　保証対象商品の故障に起因して保証対象商品以外の財物が滅失、損傷もしくは汚損したことによる生命、身体および財産に対する損害は、あんしん修理保証の対象外となります。
2　保証対象商品の故障に起因して保証対象商品またはその他の財物を円滑に使用できないことにより生じた損害は、あんしん修理保証の対象外となります。

第15条　（あんしん修理保証の対象外となる部品、作業）

1　メーカー保証書または取扱説明書に記載されている消耗品、磨耗品、付属品など、あんしん修理保証の対象外となる部品または修理作業があります。これらの部品交換または修理作業に要する費用は、会員の実費負担（修理工賃、修理部品代、出張費を含む。）が必要となります。
2　あんしん修理保証の対象外となる部品の例は別表2、修理作業の例は別表3にそれぞれ例示しています。
ただし、2015年10月1日現在のものであり、事前の案内なく変更される場合があります。最新のものは当社販売店にて掲示などにより案内いたします。

第16条　（10年間あんしん修理保証商品についての特例）

当社が「10年間あんしん修理保証対象商品」として販売する商品については、以下の条件で購入日または配送日から10年間の修理を保証いたします。
（1）対象となるのは2015年10月8日以降にお買上げいただいた対象商品です。対象商品は購入時に店頭で表示いたします。
（2）保証内容は前条までに定めたあんしん修理保証の内容に準じます。ただし、購入日または配送日から5年間経過した後の「冷凍サイクル部品」の修理は1回のみとなります。
なお、修理部品がメーカーから入手できない場合は、修理が可能であれば生じたであろう「修理代金相当額」のポイントをお客様に進呈いたします。ポイント交換された商品は、メーカー保証のみが適用対象となり、当該商品に対するあんしん修理保証は失効いたします。

第17条　（ポイント特典の内容）

1　当社は、以下のとおり会員に所定のポイントを付与します。
ただし、当社は、会員へのポイント付与に代えて当社が提携する他のポイントサービス事業者のポイントプログラムを導入するなど、本規約に定める内容と異なる取扱いを行うことがあります。
（1）会員が、当社販売店でポイント付与の対象となる商品（以下、一部サービスなど役務を含め「付与対象商品」という。）を購入した場合
①当社が指定する個別信用購入あっせん、デビットカード、電子マネーおよび現金による購入の場合、当社はポイントを付与します（以下、「当社付与ポイント」という）。
②会員が、付与対象商品の代金の一部でもクレジットカードおよび前号で指定した方法以外で購入された場合は、あんしん修理保証は適用されますがポイントは付与されません。
（2）会員が、ご来店の上ポイントマシンを利用された場合
①当社販売店でポイントマシンをご利用いただくと、最大1,000ポイントが付与されます（以下、「来店ポイント」という。）。ポイントマシンのご利用はすべての当社販売店で一日につき1回までとします。
なお、ポイントマシンの不具合やこれに代わる他のキャンペーンの実施などにより本規約第32条にかかわらず来店ポイントが付与されない場合があります。
2　会員が取得したポイントは、当社の指定する商品およびサービスの代金支払いに充当することができます。
3　付与されたポイントは「1ポイント＝1円」相当として換算しますが、商品によっては換算率が異なる場合があります。この場合、当社販売店またはホームページに掲示いたします。
4　前項記載の換算率は、当社の判断により変更される場合があります。この場合、あらかじめ店頭または当社ホームページに掲示いたします。

第18条　（当社付与ポイントの対象となる商品）

1　あんしん保証カードに入会申込後、会員が会員資格の有効期間内に付与対象商品（当社が指定する消耗品、ソフトなど）を購入した場合に当社所定の付与ポイントが付与されます。
ただし、当社の判断により、対象となる商品を変更する場合がありますので、詳細は当社販売店でご確認ください。
2　当社販売店にて取り扱う商品および役務のうち、以下のものは当社付与ポイントの対象外となります。
ただし、当社販売店にて、これらを変更し、または追加などする場合があります。
（1）商品
ポイント除外指定商品、商品券、ギフト券、各種プリペイドカード
（2）役務提供
各種レンタル利用料金、各種工事代金、修理料金（修理工賃、修理部品代および出張費を含む。）、パソコンサポート料、パソコンテクニカルサポート料、各種年間サービス利用料
（3）その他
各種年会費、保証掛金、会員手数料および遅延損害金
3　当社は、当社付与ポイントにおいて別途付加的にポイント（以下、「ボーナスポイント」という。）を付与することがあります。この場合、店頭、チラシなどで告知いたします。

第19条　（当社付与ポイントの獲得方法）

1　会員が付与対象商品を購入した場合にポイントを付与します。
2　付与対象商品を購入の際にあんしん保証カードを提示できない場合は、当社に登録した会員の情報を申出ることによりポイントが付与されます。この場合、当社所定の本人確認をさせていただきます。当社に登録された情報と合致しない場合はポイントの付与はできません。

第20条　（当社付与ポイントの付与開始時期）

1　あんしん保証カードへの入会が認められた場合は、あんしん保証カードの入会申込の際に当社で購入した付与対象商品からポイントを付与いたします。
2　ポイントは、付与対象商品の代金を全額支払いいただいた当日に付与いたします。

第21条　（当社付与ポイントの計算方法）

1　当社付与ポイントは、消費税を除く購入代金100円につき1ポイントとして算出いたします。なお、ポイントの算出は1商品ごとに行い、購入代金100円未満の端数は切り捨てるものとし、これが合算されることはありません。
2　当社付与ポイントにおけるボーナスポイントは、当社が所定する方法、条件により算出いたします。

第22条　（付与ポイントの取り消しおよび返品時の取扱）

1　当社での購入の取り消しにより代金の全部または一部が返金された場合、この金額に相当する付与ポイントも同様に取り消しとなります。
2　購入された商品を返品された場合、当該付与ポイントは取り消しとなります。
なお、当該付与ポイントが使用され、累計されたポイント残高が取り消したポイントに満たない場合は、当該商品の返金額からその不足分のポイント相当分を差し引かせていただくか現金でお支払いいただきます。
3　当社は、会員が本規約その他当社が定める各規約などを遵守していないと判断した場合、当該会員に対して付与ポイントを取り消すことができます。

第23条　（付与ポイントの有効期間）

1　当年度（当年4月1日から翌年3月31日までをいいます。）に付与されたポイントの有効期限は、翌年度3月31日までとし、その翌日である４月１日付にて、すべて自動的に失効いたします。
※例）　2015年4月1日から2016年3月31日までに付与されたポイントは、2017年3月31日まで有効。
2　前項にかかわらず、2015年9月30日までに付与されたポイントは、すべての有効期限を2017年3月31日とします。

第24条　(付与ポイントの累積・減算方法)
当社は、個々の付与ポイント(以下、「個別ポイント」という。)をその都度加算して本人会員に累積された利用可能ポイント(以下、「利用可能ポイント」という。)を算出いたします。
また、当社は、会員が使用されたポイントを都度減算し、有効期限ごとのポイント残高(以下、「有効期限ごとポイント」という。)を算出いたします。

第25条　(付与ポイントの会員告知)
1　当社は、当社販売店への会員からの申出により最新の有効期限ごとポイント、利用可能ポイントを案内いたします。
2　当社は、会員に対して当社販売店での購入ごとに当社付与ポイントの個別ポイントをレシートに表示して案内いたします。この場合、有効期限ごとポイント、利用可能ポイントもレシートに表示、案内いたします。

第26条　(ポイントの利用方法)
1　会員によるポイント利用の際に対象外となる商品があります。ポイント利用対象外の商品(日替わりセールなどの特価商品など)の詳細は、当社販売店で案内いたします。
2　ポイントを現金や金券などに交換することはできません。ただし、当社指定のギフトカード購入の支払いに充当することはこの限りではありません。
3　会員は、あんしん保証カードを受領後からポイントを利用することができます。
4　会員がポイントを支払いに充当する際は、あんしん保証カードを提示するとともに、レシートに署名することが必要となります。あんしん保証カードの提示がない場合は、利用可能ポイントの保護および管理の都合上、ポイントを支払いに充当することはできません。
5　ポイント利用の際には付与時期の古いポイントから支払いに充当いたします。
6　ポイントを支払いに充当する場合、充当するポイント分にはポイントを付与いたしません。

第27条　(ポイント利用・対象外となる事項)
1　当社は、会員がポイントを利用される際に所定の審査を行い、その適用の可否を決定いたします。
2　審査の結果、当該会員が虚偽の申請を行っていたことが発覚した場合または本規約その他当社が定める規約を遵守していないと当社が判断した場合、当社は当該会員におけるポイント利用を保留または拒否し、またはポイントの付与を取り消すことができます。
なお、当該措置は、当社の会員に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではありません。

第28条　(ポイントの公租公課)
ポイントに公租公課が課せられる場合、それに要する費用は会員の負担となります。

第29条　(適用限度額)
当社は、付与ポイントの上限、利用可能ポイントの上限、ポイント利用限度額その他を定めることができます。

第30条　(100満ボルトの他種カードへのカードサービスの引き継ぎなど)
1　あんしん保証カードから100満ボルトカードまたはIDカードに切り替える場合、あんしん保証カードは自動的に脱会となり、当社所定の手続きにしたがい同日中に新たなカードへ入会する手続きが必要となります。この場合、当該手続き時点の会員が保有するあんしん修理保証はそれぞれの保証対象商品ごとに購入時点のあんしん保証カードの条件で新たに入会するカードに引き継がれます。
切り替え時点の利用可能ポイントは、新たに入会するカードに引き継がれますが、有効期限ポイントごとに、切り替え時点より有効期限は1年延長される場合があります。
2　100満ボルトカードまたはIDカードからあんしん保証カードに切り替える場合は、100満ボルトカードまたはIDカードを脱会のうえ、当社所定の手続きにしたがい同日中にあんしん保証カードに入会する手続きが必要となります。この場合、当該手続き時点で100満ボルトカードまたはIDカードで保有する全ての長期保証サービスは失効します。
切り替え時点の利用可能ポイントは、新たに入会するあんしん保証カードに引き継がれますが、有効期限ポイントごとに、切り替え時点より1年短縮される場合があります。
3　なお、本条に示す他種カードへの切り替えに伴う有効期限ポイントの利用期限は、切り替え後のカードにより異なります。切り替え手続き時点において当社より掲示されたものをもって最終確定といたします。

第31条　(取り扱い・譲渡の禁止・各種届出)
1　会員は、当社または当社の委託先がカードサービスに関する一切の事務処理を行うことをあらかじめ承認するものとします。
2　会員は、理由の如何を問わずカードサービスにおける権利(修理を受ける権利、ポイントなどを含むが、これらに限られない。)を他人に譲渡、売買、貸与、担保提供または相続できないことをあらかじめ承認するものとします。
ただし、会員の死亡に起因するあんしん修理保証の相続会員への承継に限り、当社所定の手続きを行うことによりあんしん修理保証の承継を認める場合があります。
3　あんしん保証カードの紛失・盗難などが判明したときは、当社および警察へ会員本人が直ちに所定の届出を行うものとします。
当社は、この届出以降の残存するポイントについては保全いたします。
この届出を受けない限り、会員の利用可能ポイントが不正に利用された場合、当社はその責を負いません。
4　あんしん保証カードは再発行できますが、当社所定の費用を会員にご負担いただきます。
5　会員の住所・電話番号などの登録事項に変更や誤りがあった場合、会員本人は速やかに届け出るものとします。この届出がない場合、カードサービスが受けられないことがあります。
6　会員が脱会を希望する場合は、会員本人が速やかに届け出るものとします。
7　各種届出、手続きは会員本人から届け出るものとします。その際、当社所定の必要な本人確認をすることを会員はあらかじめ承認するものとします。
8　各種届出、手続きは当社のカードサービスに対する届出について定めたものであります。
9　カードサービスの内容、運営により生じる疑義、その他のサービスの運営により生じる疑義は、当社の決するところによります。
なお、カードサービスの内容、適用条件について、当社と会員との間で見解の相違が生じた場合には、中立的な第三者に意見を求めることがあります。

第32条　(システムトラブル時の対応)
コンピューターまたはオンラインなどに障害が生じた場合、一時的にポイント付与または利用などのカードサービスが利用できない場合があります。
この場合、障害から回復した後、カードサービスの対応をいたします。

第33条　(会員サービスの失効)
1　会員が脱会した場合、本規約に定めるあんしん修理保証およびポイント特典などの全てのカードサービスは直ちに失効し、累積されたポイントも全て失効いたします。
2　あんしん保証カードに入会できない場合は、あんしん保証カードの入会申込の際に当社で購入した保証対象商品にあんしん修理保証の適用はなく、付与されたポイントは失効し、ポイントを利用することもできなくなります。
3　会員の責に帰すべき事由により会員が当社の会員資格を喪失した場合は、本規約に定めるあんしん修理保証およびポイント特典などの全てのカードサービスは直ちに失効し、累積されたポイントも全て失効します。
4　会員が、最終購入日から当社販売店で商品を3年間購入されていない場合は、会員資格を喪失し全ての会員サービスは失効します。
ただし、あんしん修理保証の適用期限が到来していない保証対象商品を当該会員が有する場合、そのあんしん修理保証の適用期限まで会員資格は継続されます。会員資格を喪失した場合、再度ご利用いただくには当社販売店にて所定の手続きが必要となります。

第34条　(反社会的勢力の排除)
1　会員は、現在、次の何れにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
暴力団・暴力団員・暴力関係団体またはその関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力であること、もしくは関連あること、または反社会的勢力であったこと、もしくは関連があったこと
2　会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないこと、および会員の資格を利用して第三者が次に該当する行為を行うことを容認しないことを確約するものとします。
暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関しての脅迫的な言動または暴力を用いる行為、風説の流布・偽計もしくは威力を用いた当社の信用毀損、業務妨害行為、その他前各号に準ずる行為
3　会員が本条前2項のいずれかに違反し、または本条第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、当社は以下の対応をすることができるものとし、会員は異議なくこれを承認します。
(1)会員資格の喪失
(2)本規約に基づき当社から会員に対し提供される一切のサービスの停止

第35条　(規約の改定、サービスの終了、中止、変更など)
1　当社は、本規約の内容および会員に対するカードサービス内容を予告なしにいつでも終了、中止またはその内容を変更できるものとし、会員はこれをあらかじめ承認するものとします。
ただし、カードサービス終了のような会員に著しく不利益な変更が予定されている場合は、店頭配布物、掲示など、または当社ホームページなどにて事前に告知いたします。
2　カードサービスは、日本国内においてのみ有効とし日本国の法令の下に規制されることがあります。
3　本規約の定めに関する一切の争訟については、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所として解決することとします。

第36条　(個人情報の取り扱い)
1　会員は、次に掲げる個人情報について当社が収集・保有することをあらかじめ承認するものとします。
保有する個人情報は本規約の定めに従い適切に管理するとともに、本規約に記載なき事項は、当社の親会社であるエディオンの個人情報保護方針に則り、適切な保護措置を行います。
(1)入会申込書に記入した会員の属性情報および入会後に変更した属性情報
(2)家電製品などの購入および修理情報など
(3)カードサービスの利用情報
2　会員は、前項で収集・保有した個人情報を次の目的に利用することをあらかじめ同意します。
(1)配送・工事・修理・訪問点検およびリコール時のメーカー修理対応
(2)購入商品に関連するアフターサービスの実施
(3)新製品情報およびお買得セールの案内
(4)商品の開発や市場調査業務
(5)ポイント特典に付帯するサービスの提供
3　会員は、前項記載の目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて、当社が保有する個人情報を次の者と共同利用することにあらかじめ同意します。当社は、提供先にも当社と同水準の個人情報の安全管理措置を求めます。
(1)当社ホームページに記載されている当社の親会社であるエディオンの連結対象会社および持分適用会社
(2)本規約に基づくカードサービスに携わる会社
4　会員が自身の個人情報の照会、更新または利用停止などの問い合わせをする場合は、当社販売店の店長を問い合わせ先といたします。

※ [個人情報保護方針]　http://www.edion.co.jp/privacy

第37条 （問合せ窓口）

1 購入商品、あんしん保証カードサービス（あんしん修理保証保証およびポイントに関するもの）および本規約に規定された内容に関する問合せ窓口

・当社販売店 ・当社販売店の住所および電話番号はホームページをご参照ください。
http://www.100mv.com

以 上

2015年10月1日現在

株式会社サンキュー
100満ボルト営業本部
〒921-8804 石川県野々市市野代2-11

| （別表1）第10条2項関係 ■持込修理対象商品の例 |
| --- |
| 小型液晶テレビ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルDVD、プリンター、シーリングライト、<br>ハンディークリーナー、クリーナー、空気清浄機、炊飯ジャー<br>上記と同様の軽重量商品 |

| （別表2）第15条1項関係 ■保証対象外となる部品の例 |
| --- |
| 洗濯機の糸くずフィルター、給水・排水外部ホース、ストレーナー<br>クリーナーの床ブラシ、隙間ブラシ、延長管、ジャバラホース（破損・破れ・変形）、紙パック<br>エアコン・空気清浄機・衣類乾燥器などのタンク、キャップ、フィルター<br>テレビおよびブルーレイ・DVDレコーダーのハードディスク<br>ファックスのバッテリー、充電池（バッテリーパック）、内蔵電池（分解を伴う場合も含む）<br>商品に同梱されたリモコン・3Dメガネ、各種リモコンの動作用電池<br>プリンターのヘッド付きインクカートリッジ、廃液（インク）吸収材<br>カラーテレビの動作用電池、プロジェクターの投光ランプ<br>生ごみ処理機の刃<br>照明器具の直管、管球、点灯管<br>冷蔵庫の洗浄フィルター<br>炊飯ジャーの内釜<br>その他の上記と同様の部品 |

| （別表3）第15条2項関係 ■保証対象外となる作業の例 |
| --- |
| デジタル機器のソフトウェアの追加、削除<br>デジタル機器のハードウェアの増設、取り外し、周辺機器への接続<br>デジタル機器のバックアップ用内蔵電池の交換<br>HDD・DVD等のプログラムの修復、作成データ等ソフトウェアの修復、<br>ファームウェアの修復（プログラムの書き換え作業）<br>プリンターのホコリ、インク付着、目詰まり、異物混入による清掃・ヘッドクリーニング、<br>機構のクリーニング<br>テレビのチャンネルプリセット、機器接続、オーバーホール<br>ビデオ・HDD・DVD等のチャンネルプリセット、機器接続、異物除去、オーバーホール、<br>ヘッド（ピックアップレンズ）クリーニング<br>エアコンのガスチャージ（移設時も含む）、クリーニング<br>洗濯機・衣類乾燥器・食器洗い機などのフィルター詰まり、給水弁詰まり、排水コック詰まり<br>その他の上記と同様の作業<br>保証対象商品の故障が原因によるソフト、テープ等の修復、復元作業も保証対象外となります<br>取り扱い説明のみの訪問および作業 |